

天女のふる里・東郷湖「花」基金条例

平成 29 年 3 月 16 日
湯梨浜町条例 4 号

(設置)

第 1 条 美しい自然を有する東郷湖周に花木を植栽し、花と緑の空間を創出することで、町民や来町者に親しみややすらぎの場を提供するとともに、町の魅力を高め、優れた自然景観を次世代に引き継ぐため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、天女のふる里・東郷湖「花」基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業の区分)

第 2 条 前条の目的に資する事業は、次のとおりとする。

- (1) 公園、観光施設等における植栽事業
- (2) 自然景観を保全・再生する事業
- (3) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とし、寄附金その他の歳入をその財源とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 1 条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第 6 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 町長は、基金の設置の目的を達成するため、第 2 条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。